

適正な研究活動の推進

【行動基準】

九州大学における研究に従事する教職員、学生等、全ての研究者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究者は、捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない。
- (3) 研究者は、研究活動の実施及び研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

【研究者とは】

- (1) 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- (2) 本学において研究指導を受ける者
- (3) 本学の施設設備を利用する者
- (4) (1) から (3) までに掲げる者であった者

【不正行為とは】

次に掲げる研究活動上の行為（故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。）

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 虚偽の記述等又は(1)、(2)若しくは(3)に準ずる行為。
- (5) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

【相談・申立てについて】

まずは、監査・コンプライアンス室にご相談ください。

担当・連絡先

監査・コンプライアンス室（通報窓口）

電話 092-802-6648

E-Mail: tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp

※各部局 **申立窓口** の紹介も含めて、対応いたします。

研究不正に関する規程の改正について

【背景及び経緯】

- これまで平成18年に策定されたガイドラインに基づき各機関にて対応。昨今、不正行為の事案が後を絶たず社会問題化していることからガイドラインを見直し。
- 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化。
- 平成26年8月26日付けで、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）（以下、「新ガイドライン」という。）公表。文部科学省から各研究機関に、平成26年度中に新ガイドラインを踏まえ体制や関係規程の整備等を行うよう要請。
- 本学においては、研究不正防止委員会の下に研究不正防止対策WGを設置し本学の体制及び規定等について検討。
- 研究不正防止委員会（平成27年1月20日開催及び平成27年2月17日催）議決

【改正の概要】

新ガイドライン等に基づき、

- 研究倫理教育を含む防止対策の実施体制等を整備
- 迅速性、透明性及び明確な責任体制等の観点で、不正行為への対応に係る体制及び手続き等を見直し。

【主な改正点】

- 総長を委員長とする研究不正防止委員会の廃止。
- 理事等を委員長とする常設の委員会の設置。
- 事案毎に単独で設置されていた調査委員会を、常設の委員会の下に調査部会として設置。
- 「国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程」の名称を「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」に改正。
- 研究者及び総長の責務の改正、研究担当理事の責務の追加。
- 各部長を研究倫理教育責任者とすることを明記。
- 予備調査の実施体制の見直し（主たる部局から全学委員会へ）。
- 文部科学省、配分機関及び関係機関等への報告義務について明記。

【改正日程】

平成27年4月1日施行

- 九州大学適正な研究活動推進委員会規程の制定
- 国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程の一部改正（改正後：国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程）